

第 10 回

(平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年10月10日（水）午前9時30分から午前10時
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 8名
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・
8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子
- 4 欠席委員 7番委員 西嶋 健一
- 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 会議書記の指名
 - 4) 議第39号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第40号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第41号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第42号案 非農地証明願いに対する認定について

- 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、5番・8番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

中村推進委員

9月10日に西嶋委員と農業公社を通じての売買契約に立ち会いました。本日の議案にありますが、本来なら10アール当たり60万円のところですが、九州電力に地役権設定により10アール当たり45万円で成立しました。

議 長 議事に入ります。議第39号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第39号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、10番委員から調査報告します。

10番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は

新規就農です。今、次世代人材投資事業の交付申請を出しておられます。賃貸借期間は3年となっています。賃借人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力1人）経営面積0.7aでミシマサイコ、ニンニクを作っておられます。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：約4km、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：賃借料10a当たり3千円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、マルチ張機、草刈機を親から借用。8番（取得農地の利用計画）：ミシマサイコとニンニク。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）従業員として、農繁期に臨時6名雇用されています。経営面積は、207a、水稻68a、WCS16.8a、ほか畑で里芋、野菜作付け。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2.5Km、5分。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：自己所有地の隣の荒地で10アール当たり20万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター1、耕運機1、トラック1、動噴1、消毒機2を所有。8番（取得農地の利用計画）：飼料稲。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議長 議第40号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第40号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 （調査番号1）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由はグラウンドゴルフ場駐車場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可後です。3番（資金調達）：自己資金で

す。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）U字溝を敷設されており問題なし。7番（転用措置）：土砂流出も問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 議第41号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第41号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）今回は所有権移転1件、利用権設定が12件です。所有権移転1件につきましては、農業公社買入れ分です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～12番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 議第42号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第42号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号1番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

4番 西地区の代表として4番から報告します。申請人、申請物件については、記載のとおりです。農業委員、推進委員5名で協議した結果、1種農地であり、非農地には認めないということで結論付けました。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので、今回の非農地については、見送りとさせていただきます。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年10月10日

農業委員会会長

5 番 農 業 委 員

8 番 農 業 委 員